

令和 4 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 41 号議案～第 55 号議案

令和 4 年 9 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 41 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)	別 冊
第 42 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 43 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 44 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 45 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 46 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 47 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 48 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 49 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 50 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 51 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 52 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 53 号 議案	令和 3 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 54 号 議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	13

第 55 号議案	舞鶴市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	17
----------	--------------------------	----

第 45 号議案

令和 3 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 46 号議案

令和 3 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 47 号議案

令和 3 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 48 号議案

令和 3 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 49 号議案

令和 3 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 50 号議案

令和 3 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 51 号議案

令和 3 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 52 号議案

令和 3 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 53 号議案

令和 3 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 54 号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前

の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同

号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第26条中「育児休業」を「育児短時間勤務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行う等所要の改正を行いたいので提案する。

第 55 号議案

舞鶴市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市駐車場条例の一部を改正する条例

舞鶴市駐車場条例(昭和 52 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する自動車」を「道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 3 条に規定するもののうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、積載物を含み長さ 5.0 メートル、幅 2.0 メートル、高さ 2.5 メートル、総重量 4.0 トン以下のもの」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 普通自動車に属する乗用自動車
- (2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- (3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車

第 7 条第 1 項中「(バスにあっては 1 日につき 5,000 円)」を削り、「支払わなければ」を「納付しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、当該駐車料金を減免することができる。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、必要があると認めるときは、回数券又は定期券を発行することができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 前項の回数券又は定期券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

第 8 条を次のように改める。

(駐車料金の徴収)

第 8 条 駐車料金は、自動車を退場させる際に納付しなければならない。ただし、前条第 2 項の回数券による駐車料金にあっては回数券の発行の際に、同項の定期

券による駐車料金については月ごとに市長が定める日までに納付しなければならない。

第10条中「の各号」を削る。

第11条第3項を削る。

別表中「1575番地の2」を「47番地4」に、「2番地の5」を「2番地5」に、「1番地の1」を「1番地1」に、「25番地の7」を「25番地7」に改める。

附 則

この条例は、令和4年9月7日から施行する。

提案理由

駐車場の経営の効率化を図るため、七条海岸駐車場を移転するとともに、駐車場の利用において定期券を発行することができることとする等所要の改正を行いたいので提案する。